

未定稿

# 第四次京都府戦略的地震防災対策指針 (最終案)

令和7年 月  
京都府防災会議

## 目 次

第1章 戰略的地震防災対策指針の改定にあたって.....	2
第2章 戰略的地震防災対策指針の基本的考え方.....	4
1 戰略的地震防災対策指針の位置付け.....	4
2 改定の視点.....	4
3 戰略的な地震防災対策の推進.....	5
4 計画期間.....	5
第3章 戰略的地震防災対策指針の基本理念等.....	6
1 基本理念.....	6
2 減災目標.....	7
3 戰略的地震防災対策指針の体系図.....	8
第4章 対策の柱ごとの防災戦略.....	10
1 地震による被害を抑止するまちづくり.....	10
2 地震による被害を軽減する人づくり.....	14
3 行政等の災害対応力の向上.....	17
4 被災後の命と健康を守る対策.....	19
5 被災地・被災者の迅速な復旧・復興.....	23
第5章 戰略的地震防災対策の推進.....	26
1 実施主体.....	26
2 防災会議における推進の取組.....	28
3 推進プランの作成.....	28
4 進行管理.....	28

# 第1章 戰略的地震防災対策指針の改定にあたって

---

第一次京都府戦略的地震防災対策指針（以下、「第一次指針」という）は、中央防災会議による「地震防災戦略」（平成17年3月）の策定や、地震防災対策特別措置法の改正（平成18年3月）を背景として、今後の10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関等が重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方向を示したものとして、平成21年に策定した。

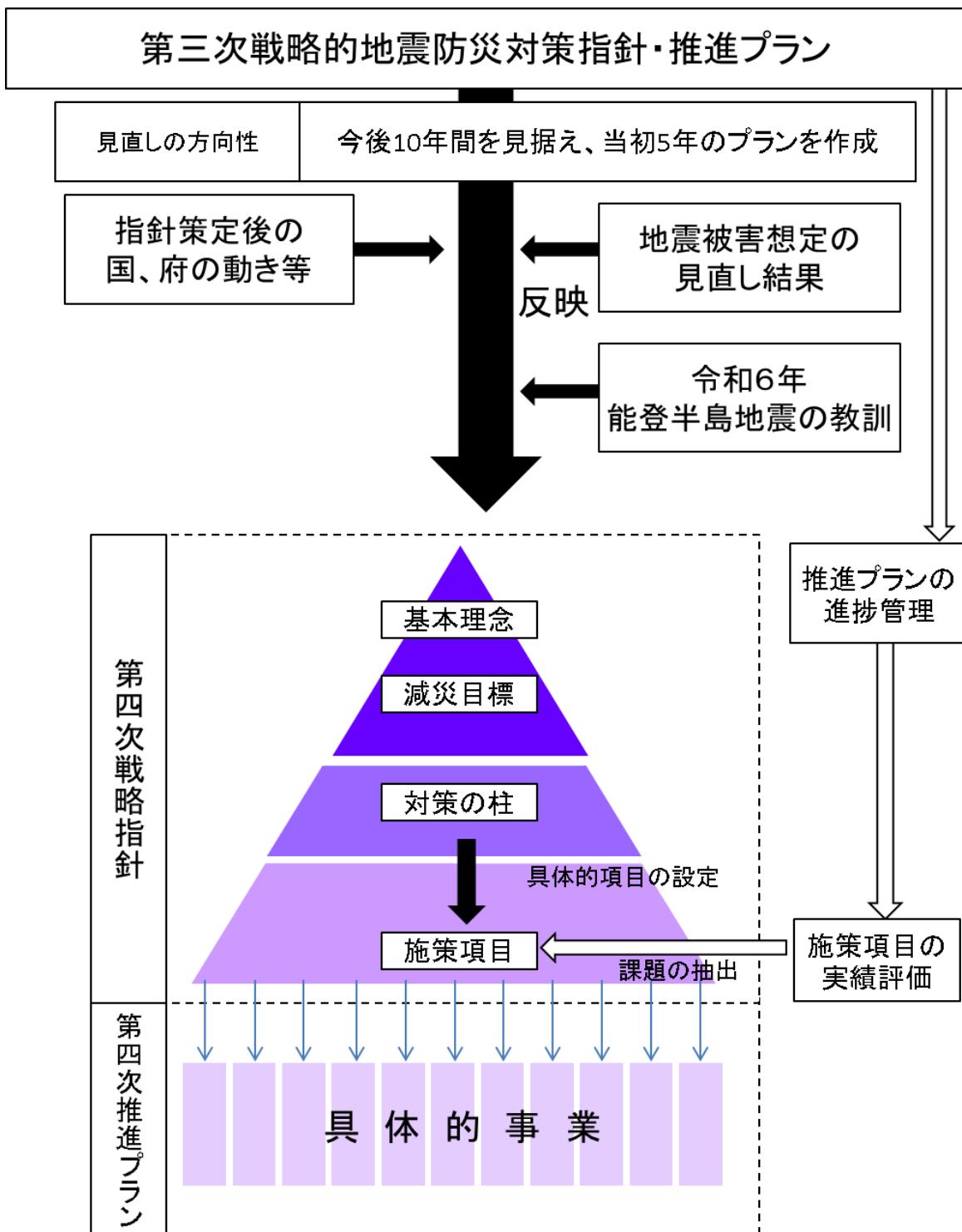
また、第一次指針に挙げた目標を達成するため、より具体的な個別事業やその達成水準・達成目標等を取りまとめた第一次京都府戦略的地震防災対策推進プラン（以下、「第一次推進プラン」という）を策定した。

その後、東日本大震災の発生（平成23年）や南海トラフ地震被害想定の発表（平成24年・25年）など国の施策を踏まえ、第一次推進プランの対象期間の満了する平成26年度末に合わせて計画期間を前倒しして、第二次京都府戦略的地震防災対策指針を策定し、第一次指針に引き続き、京都府内に多く存在する活断層による直下型地震を想定したほか、国の被害想定に基づき、発生確率の高い南海トラフ地震を想定し、基本理念、減災目標等の見直しを行った。

さらに、平成28年熊本地震や平成30年の大阪府北部地震、平成30年北海道胆振東部地震が発生するとともに、国における南海トラフ地震防災対策推進基本計画や南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の策定、関西広域防災・減災プランの改訂、京都府総合計画や災害からの安全な京都づくり条例の策定など、地震をはじめとした大規模災害に備えた国や広域団体、本府の動きなども活発化してきたことも踏まえ、令和2年に第三次京都府戦略的地震防災対策指針（以下、「第三次指針」という）を策定した。第三次指針では大規模地震発生の可能性が高まっていることを踏まえ、改めて基本理念、減災目標等を見直すとともに、併せて策定した第三次京都府戦略的地震防災対策推進プランに基づき、地震防災対策に取り組んできた。

しかしながら、令和6年1月1日には令和6年能登半島地震が発生したことに伴い、多数の孤立集落の発生や避難生活の長期化など、新たな課題が顕在化したほか、同年8月8日には日向灘を震源とする地震の発生により、初めて発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応に課題が見られたなど、新たな地震防災対策を検討する必要が生じた。そのため、令和5年度から進めてきた府内最大の被害が想定される花折断層帯をはじめとする主要な活断層の地震被害想定の見直し結果も踏まえ、第三次指針の計画期間を前倒しして、新たな戦略的地震防災対策指針を策定するとともに、同推進プランを策定することとした。

<第四次指針策定の経緯概要>



## 第2章 戰略的地震防災対策指針の基本的考え方

---

### 1 戰略的地震防災対策指針の位置付け

---

- (1) 本指針は、今後の10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等が、重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方向を示したものである。
- (2) 本指針に定められた目標等は、京都府地域防災計画（震災対策計画編）に盛り込み、指針の実効性を高める。
- (3) 地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標に位置付け、第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に反映させることとする。
- (4) 本指針に掲げた目標を達成するため、より具体的な個別事業やその達成水準・達成目標等を取りまとめた「推進プラン」を別途策定する。
- (5) 京都府国土強靭化地域計画については京都府の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための様々な計画等の指針となるもので、いわゆるアンブレラ計画として位置づけられることから、本指針は京都府国土強靭化地域計画の傘下で運用するものである。

### 2 改定の視点

---

今回の改定にあたり、京都府戦略的地震対策推進部会地震対策専門家会議の意見や府関係部局、市町村等関係機関との協議から、以下の視点を踏まえることとした。

- ① 府内の主要な活断層による地震の被害想定の見直し結果を踏まえること
- ② 令和6年能登半島地震等の近年の自然災害における教訓を踏まえること
- ③ 新たに整備した京都府危機管理センターの機能を最大限活用すること

また、京都府総合計画、国の防災基本計画、関西広域防災・減災プランなどの改訂内容を反映した。

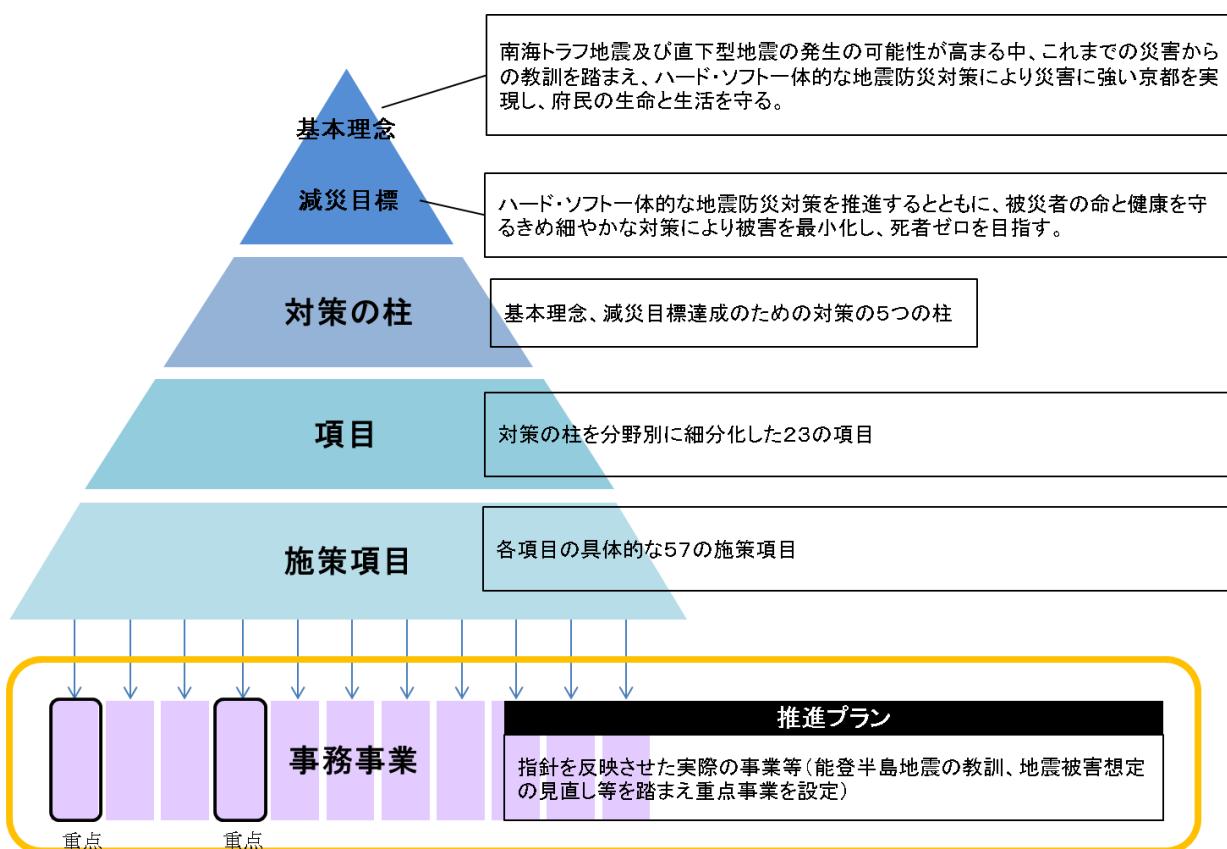
①に基づき地域特性に応じた防災・減災対策を進めていくほか、令和6年能登半島地震では半島という地理的条件に基づく道路の寸断による多数の孤立集落の発生や、上下水道の復旧の遅れによる避難生活の長期化など新たな教訓が得られたことを踏まえ、従来の建物の耐震化などの事前の地震防災対策に加え、災害発生時の対応力強化と発災後の復旧・復興対策をさらに推進していく必要がある。

### 3 戰略的な地震防災対策の推進

本指針に基づき、府民のかけがえのない生命を守ることを第一に、地震災害のあらゆる局面から府民生活を守るために、事前対策から復興対策に至る対策を体系的・階層的（目的と手段の明確化）に整理するとともに、被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、施策の優先順位を付け、戦略的に地震防災対策を推進する。

また、地震防災対策が着実に実行されるよう、定期的に進捗状況を調査して、客観的に評価する。

#### ＜指針等のイメージ＞



### 4 計画期間

指針の計画期間については、次のとおりとする。

令和7（2025）年度～令和16（2034）年度（10年間）

## 第3章 戰略的地震防災対策指針の基本理念等

### 1 基本理念

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守る。

大規模地震は、一瞬のうちに府民のかけがえのない命を奪うなど、甚大かつ深刻な被害を与えるものであり、地震防災対策の推進は府民の生命と財産を守る上で京都府の重要な課題である。

京都府では直下型地震による最大震度7が予想されているほか、南海トラフ地震の30年発生確率が80%程度とされるなど、今後10年のうちに大規模地震が発生する可能性が高まる中、地震等の災害に対して一層の災害対策に迅速に取り組むことが必要である。

これまで京都府では、戦略的地震防災対策指針及び推進プランを策定し、東日本大震災や熊本地震等への支援や府内で相次ぎ発生した水害による災害対応等で得られた経験や教訓も活かしながら地震防災対策に取り組んできたところである。

また、令和6年能登半島地震では、耐震化の遅れによる多数の住宅倒壊や道路の寸断による救出・救助の遅れ、孤立集落の発生や水道をはじめとするライフラインの復旧の遅れに加え、これらによる避難生活の長期化や生活環境悪化など多くの課題があった。

これらの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策の取組をさらに推進することにより、京都府総合計画に掲げる「災害に強い京都」を実現し、府民の生命と生活を守る。

## 2 減災目標

ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指す。

基本理念を達成するためには、具体的な目標を掲げ、進捗状況を客観的に評価することにより、目標達成に向けた努力を継続的に行うことが重要である。

花折断層帯をはじめとした府内の主要な活断層における地震被害想定の見直し結果においては、耐震化率の向上等により建物被害・人的被害は減少したものの、ひとたび地震が発生すれば甚大な被害が生じることに変わりはないことから、引き続きハード・ソフト一体的な地震防災対策の取組を推進し、被害の最小化を図る必要がある。

また、平成 28 年に発生した熊本地震では、住宅の倒壊等による直接的な死者の約 4 倍の方々が避難生活の中で健康を崩すなどの理由により災害関連死として亡くなっているほか、同様に令和 6 年能登半島地震においても、避難所の衛生環境の悪化や避難生活の長期化により災害関連死による死者が直接死の数を上回っており、被災者の命と健康を守る対策に取り組むこともより重要となっている。

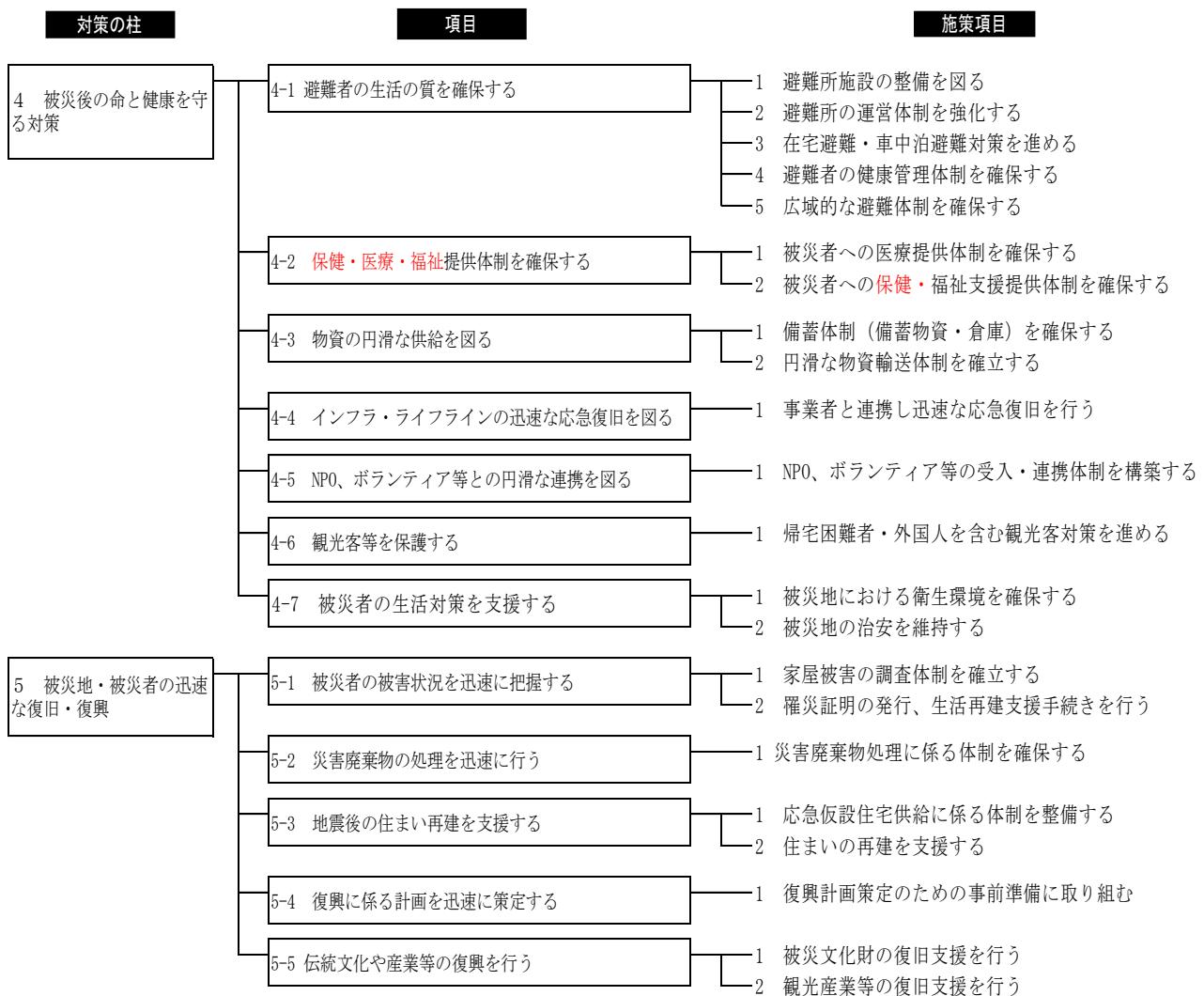
そのため、京都府総合計画に掲げるハード・ソフト一体的な地震防災対策の推進と合わせ、被災後の災害関連死を防ぐ「被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策」の実施により被害を最小化し、「死者ゼロを目指す」ことを最終的な減災目標として設定する。

### 3 戰略的地震防災対策指針の体系図

基本理念、減災目標を達成するために、以下のとおり、対策の5つの柱と、対策の柱を分野別に細分化した23の項目、各項目の具体的な57の施策項目を設定し、地震防災対策を実施することとする。

基本理念	南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守る。
減災目標	ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指す。





## 第4章 対策の柱ごとの防災戦略

### 1 地震による被害を抑止するまちづくり

大規模地震発生時には、耐震性が劣る建物の倒壊や、二次災害として延焼火災の発生が想定されるほか、津波の発生により日本海沿岸域に甚大な被害が想定される。

また、令和6年能登半島地震においては、耐震化の遅れによる多数の住宅倒壊に加え、道路の寸断による救助・救出の遅れや孤立集落の発生、水道をはじめとするライフラインの復旧の遅れが発生し、避難所環境の悪化や避難生活の長期化などにつながった。

このため、被害を可能な限り抑止できるよう、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園や道路、津波防護施設等の整備による防災空間の確保等を進めるとともに、インフラ（道路、河川等）やライフラインが地震によって被害を受けた場合には、応急対策、復旧対策、被災住民の生活支援等に重大な支障が生じることから、インフラ・ライフラインについても耐震化等の地震対策を進める。

さらに、地震被害想定の見直しの結果、電気機器からの出火による火災の発生等の可能性が高まっているほか、府内には世界文化遺産をはじめとする多くの文化財（有形・無形）があり、その中には耐震対策が進んでいないところも多く、文化財周辺における市街化の進展による延焼被災の可能性もあることなどから、火災被害についてはこれまでより増加することが見込まれ、一層の火災予防対策に取り組む必要がある。

特にこれまでの最優先課題である住宅等の耐震化に加え、令和6年能登半島地震において課題となった道路や上下水道などのインフラやライフライン等の被害を抑止するための地震防災対策に徹底して取り組み、「地震による被害を抑止するまちづくり」を進めていく。

#### 1-1 建物の耐震化を進める

##### 1-1-1 防災拠点施設の耐震化を進める

府・市町村の庁舎、消防署、警察署等の防災拠点施設は救出・救助、消火活動等の応急対策や、被災者支援をはじめとする復旧・復興対策等の被害軽減対策の実施拠点として重要な役割を担っている。

このため、府・市町村は、防災拠点施設の耐震化等を計画的・効率的に進めて完了を目指すとともに、設備のバックアップ措置や体制の確保、代替施設の確保等防災拠点機能を確実に維持する。

##### 1-1-2 住まいの耐震化を進める

令和6年能登半島地震では、耐震化の遅れによる多数の住宅倒壊が発生したが、昭和56年（1981年）以降の耐震基準について、現行の平成12年（2000年）以降の基準により建築された住宅では、ほとんど倒壊をまぬがれたとの報告※がされており、住宅の耐震化の促進は大規模地震から府民の命を守る上で非常に重要である。

※令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会中間とりまとめ（令和6年11月1日国土交通省国土技術政策総合研究所）

特に昭和 56 年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いことから、府・市町村は、耐震診断の必要性や耐震診断の助成措置等についての周知を図るとともに、耐震診断を促進し、耐震診断の結果、倒壊のおそれがあるとされた住宅の改修及び建て替えを支援するため、住宅関連事業者とも連携した耐震フェア等の開催を通じて、耐震改修等に関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、住宅の耐震化を進める。

また、大規模地震においては、建物倒壊は免れても、家具の転倒や落下、割れたガラス等により死傷するなどの人的被害が生じることが想定され、さらに避難や救助の妨げになる場合もある。

このため、府・市町村は、ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するとともに、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進するほか、耐震シェルター、感震ブレーカーの設置や家具の転倒防止等住宅の減災に取り組み、減災化住宅の普及を進める。

### 1-1-3 学校施設の耐震化を進める

学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活等の場であり、安全な環境を確保する必要がある。

また、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことも求められていることから、私立学校、公立の幼稚園や高等学校、大学を含む学校施設管理者は、校舎等の構造体の耐震化の完了を目指すとともに、つり天井等の非構造部材の耐震化についてもできるだけ早期に実施し、学校施設全体の耐震化を進める。

### 1-1-4 医療・福祉施設の耐震化を進める

医療施設や福祉施設は、自力で避難することが困難な利用者が多く、また、災害拠点病院をはじめとする医療機関は、多数の負傷者に対して迅速かつ適切な医療・救護活動を行うことが求められる。

このため、医療機関や福祉施設の管理者は、行政と連携し、24 時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、早急に建物・設備の耐震化及び設備のバックアップ措置等を進める。

### 1-1-5 多数の人が集まる建物の耐震化を進める

不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物が被災した場合、甚大な人的被害が発生することが想定される。

このため、府・市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定された府建築物耐震改修促進計画等により、不特定多数の者等が利用する大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物について、建築物の耐震化を促進するとともに、被災時にエレベーターへの閉じ込めを防止する対策や特定天井の改修等の対策を行うよう重点的に啓発を行う。

### 1-1-6 二次災害を発生させる施設の安全対策を進める

危険物等を扱う施設が被災した場合、重大な二次災害を引き起こすおそれがある。

このため、危険物等を所管する府・市町村は、関係法令に基づく、指導監督を行い、施設の安全対策を促進する。

また、建築行政を所管する府・市町村は、一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物について指導監督を行い耐震化を促進する。

### 1-1-7 中小規模の建物の耐震化を進める

市街地における大規模地震発生時には、民間企業の事業所等となっている中低層建築物については老朽化や技術レベル、耐震レベルの低い建物が多い傾向があることから、大きな被害の発生が想定される。

このため、府・市町村は、所有者に対して耐震化等の啓発・促進を図る。

### 1-1-8 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する

過去に建設された公共施設等の社会資本が更新時期を迎えるに当たり、安心・安全を確保するためには公共施設等の全体を把握し、計画的に更新を図る必要がある。

このため、府は公共施設等管理方針に基づいて個別施設計画を策定し、耐震性の維持・向上に向けて、施設の適正な維持・更新を図る。

### 1-1-9 文化財等の耐震化を進める

府内には世界文化遺産をはじめとする多くの文化財（有形・無形）があり、耐震対策が進んでいないところも多く、文化財周辺における市街化の進展による延焼被災の可能性が考えられる。

このため、文化財等の所有者による、建造物の倒壊防止対策や重要工芸品の転倒防止対策、消火設備の設置等を促進する。

## 1-2 火災に強いまちづくりを進める

### 1-2-1 火災予防対策を進める

花折断層帯地震をはじめとする府内の主要な活断層の地震被害想定の見直し結果では、一部の地域で、電気機器からの出火による火災の被害がこれまでより増加することが見込まれており、一層の火災予防対策に取り組む必要がある。

このため府・市町村は、地震発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、府民に対し、火災の発生を防止するための行動や、感震ブレーカー、住宅用消火器・火災報知器等の普及についてさらなる啓発を図り、沿道建築物の耐震化・不燃化といった密集市街地の解消に向けた対策に取り組み、火災予防を図る。

## 1-3 地震等に強い基盤整備を進める

### 1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める

令和6年能登半島地震では、地震による道路の寸断による、救助・救急の遅れや孤立集落の発生、水道をはじめとするライフラインの復旧の遅れなどの課題が発生した。

このように、大規模地震により交通機能が著しく低下した場合、社会経済活動や応急対策活動への支障のほか、多くの孤立集落、帰宅困難者の発生等多大な影響が想定される。

このため、施設管理者は、幹線道路の拡幅・耐震補強、道路橋のさらなる耐震強化、道路、鉄道等の安全性を確保するとともに、被災した場合にも早期に復旧できる体制を整備する。

また、府・市町村は、道路交通麻痺を防止するため、狭隘道路対策、沿道建築物の耐震化、不燃化を促進し、地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、河川堤防の強化や排水機場の耐震化を進める。

### 1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める

地震による山地斜面の大規模な土砂崩壊等は、これまで全国各地で度々発生し、大きな被害をもたらしている。

このため、府は、急傾斜地崩壊防止施設の整備、山腹崩壊等の防止、大規模盛土造成地の台帳整備等の対策を計画的に進める。

また、府・市町村等は、老朽化等により改修が必要なため池の堰堤の補強を計画的に進め、農業用水として利用していないため池は廃止又は適切な管理者への移管を行う。

### 1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める

令和6年能登半島地震では、断水により避難所の衛生環境の悪化や、避難者の体調悪化につながるなど、ライフラインの復旧の遅れによる課題が発生した。

このように、電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインは、府民の日常生活を支える基盤であり、避難生活における衛生環境を維持するほか、災害時の救出・救助、医療救護及び消火活動等の応急対策活動を効果的に進める上でも重要である。

このため、各事業者は、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化等を進め、平時からの適切な維持管理を行うとともに、無電柱化など、電力・通信施設の地震防災対策を進める。

### 1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める

大規模地震による建造物等の被害から府民の生命、身体を守るために、ブロック塀や自動販売機の倒壊・転倒防止、屋外広告物の落下防止などの安全対策を推進する。

また、広域避難及び支援活動の拠点となるオープンスペースとして機能する都市公園等の整備を進めるとともに、広域避難場所等の周知を図る。

### 1-3-5 津波に強い施設整備を進める

地震の発生に伴う津波から府民の生命・身体を守るために、府・市町村は海岸保全施設等の対策工事を行うとともに、平成27年度に実施した津波浸水想定の結果を踏まえ、避難施設・避難路等の点検・整備を行うなど津波に強い施設整備を進める。

また、潮位や津波を観測するための体制整備を行い、津波による被害の軽減を図る。

## 2 地震による被害を軽減する人づくり

令和6年能登半島地震では、高齢者が多い避難所において高校生の避難者が自動的に物資の運搬や仕分けを手伝うなど、お互いを支えあう構図ができており、地域の人々の結びつきの強さが大きな力を發揮した。また、阪神・淡路大震災では、倒壊家屋等から救助された8割の人が、家族や地域住民により助け出されたという報告※がなされている。

このように近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するためには、一人ひとりが防災意識の向上を図り自らの身を守る自助と、地域住民同士が助け合う互助・共助が重要であり、「自助」「互助・共助」「公助」が相互に連携し合う社会を構築することが重要である。

その一方で、個人の価値観が尊重される時代の中、都市部等では自主防災組織の活動が地域住民に十分に広がっていないなど、地域のコミュニティ力の低下が懸念されている。

そのため、地域防災のリーダーとなる役割が期待される防災士を養成することをはじめとして、地域の「互助・共助」を強化し、地域のつながりを高めるとともに、自主防災組織や消防団などの充実・強化を図る。

また、府・市町村は、府民への情報提供や研修、防災教育・訓練の充実を図るとともに、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等それぞれが、防災意識の高い人材の育成・確保に努め、「地震による被害を軽減する人づくり」を進める。

※「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」（平成8年11月日本火災学会）

### 2-1 自助力を強化する（自助）

#### 2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める

大規模地震から府民の生命、身体及び財産を守るために、府民一人ひとりの「自助」意識を高めることが重要である。

このため、府民が平時から災害時の行動について学ぶとともに、府は広報・啓発活動に努めるなどにより、府民一人ひとりの防災意識を高め、災害に備える。

#### 2-1-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する

大規模地震発生時には、家屋倒壊や家具転倒により生命・身体に危険が及ぶほか、道路や水道施設が損壊し、行政による救援活動が直ちに開始できない場合もある。

また、水や生活必需品が不足するおそれがあることから、各家庭においては、住宅の耐震化や家具の固定、感震ブレーカーの設置、食料・飲料水の備蓄に努めるとともに、

家族で避難所や連絡先、ライフラインが途絶えた場合の対応について話し合うなど、家庭における防災対策を推進する。

## 2-2 地域力を強化する（互助・共助）

### 2-2-1 地域で計画する

近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するためには、一人ひとりが防災意識の向上を図り自らの身を守る自助に加え、地域住民同士が助け合う「互助・共助」が重要である。

このため、平時から様々な地域活動を通じて、住民同士の顔の見える関係づくりに努めるとともに、災害を予防し、災害による被害を軽減するための効果的な活動ができるよう、地域住民による地区防災計画の作成を進めるなどの対策を促進する。

### 2-2-2 地域で組織する

大規模地震により建築物等の倒壊や火災が発生する場合において、地域の救助や初期消火の要となる消防団は地域の防災体制の中核的存在である。

そのため、府・市町村は、機能別団員など消防団員が活動しやすい組織体制や環境づくりを進め、女性、若者等の積極的な登用や消防団員OBの活用など消防団機能の維持・向上を図る。

また、避難所の運営など地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織を活性化し、地域防災力の向上を図る。

### 2-2-3 地域で備える

地域における防災体制の充実のためには、防災人材の育成など、日ごろからの備えが重要となる。そのため、府・市町村は連携して地域防災のリーダーとなる役割が期待される防災士の育成に取り組むほか、地域の活動拠点や防災資器材の整備を進めることにより、地域での備えを充実させる。

### 2-2-4 地域で訓練する

町内会、自治会、老人会、女性会、子供会、自主防災組織、消防団等様々な主体が連携・協働した訓練を行うなど、減災に向けた活動を行政が支援し、地域の防災意識を高める必要がある。

このため、避難所運営訓練において避難所開設当初からパーテイションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置などの体制確保に取り組むとともに、これらの活動にあたっては地域の防災リーダーとなる防災士や福祉避難サポートリーダーなどの積極的な参画を促進する。

## 2-3 地域の危険情報を共有する（自助・共助）

### 2-3-1 危険地域の指定を進める

発災時に府民の生命・身体・財産に危険が生じるおそれがある地域を明らかにすることは、府等の関係行政機関が効率的な地震対策を行うとともに、府民が円滑に避難するために重要である。

このため、府は科学的根拠に基づく調査・検証を踏まえて、計画的に災害危険地域等の指定又は特定を行う。

### 2-3-2 ハザード情報の共有体制を整備する

府民が平時から災害危険情報を認識し、地震発生時において的確な安全確保行動を選択することができるよう、府民に地域の震度分布や液状化危険度など様々な災害危険情報を一元的に公表し、共有する体制を構築する必要がある。

このため、府は、システムに掲載された災害危険情報を継続的に更新するとともに、府民に対する情報発信に取り組む。

## 2-4 学校の防災力を強化する（共助）

### 2-4-1 学校における防災教育を充実する

府民一人ひとりの防災対応能力を向上させ、防災に貢献できる多様な人材を育成するためには、学校における防災教育を充実させる必要がある。

このため、各学校及び教育委員会は、各地域で実施する避難訓練などの取組を通じて学校・家庭・地域との連携体制を強化するとともに、近年、激甚化・頻発化している自然災害の発生状況を踏まえ、授業、学級活動、学校行事等を通じて、発災時の緊急行動、地震の知識、応急処置等に加え、ボランティア精神を培う教育を推進する。

### 2-4-2 学校の危機管理体制を強化する

緊急時の情報連絡体制、発災時間帯別の教職員の対応方策、保護者への引渡方法や学校における一時保護等、児童・生徒等の安全確保対策を事前に検討しておく必要がある。

このため、各学校及び教育委員会は、危機管理マニュアルの定期的な見直し等学校の危機管理体制を強化するとともに、ホームページによる実践事例の紹介や研修会等を通じて、教職員の防災に関する知識や応急処置技能の習得等、教職員の危機対処能力の向上を図る。

また、災害発生時には長期に渡り学校が避難所として使用される可能性があることも踏まえ、学校の早期再開や子どもの心のケアを迅速に行い、学校教育の確保に向けた支援を行う。

## 2-5 企業・大学等の防災力を強化する（自助・共助）

### 2-5-1 京都全体のBCPを進める

大規模地震により企業活動が中断・停止すると、被災地域の経済被害がさらに拡大し社会経済活動が一層停滞する。

地域社会全体の活力の維持・向上のためには、BCPの考え方を「京都」全体に適用し、BCPで自組織を守るということを超えて、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守ることが必要となる。

このため、専門家、府内の行政、関係団体、ライフライン機関、大学等による推進会議を開催するとともに、地域・業界での連携、社会貢献として防災に取り組む企業との連携により、オール京都での体制確立などを図ることにより、「京都BCP」の充実を図る。

### 2-5-2 府内の企業・大学等の防災力を強化する

災害時には、個人や地域、行政だけでなく、地域の経済活動を担う企業や大学等が行う災害対応活動も重要な要素となる。

このため、企業や大学等における防災訓練等の実施に対して連携支援を行うとともに、備蓄物資や災害情報等を提供する体制を構築し、府内の企業や大学等の防災力を強化する。

## 2-6 多様な視点で取り組む（共助・公助）

### 2-6-1 多様な視点を取り入れた防災対策を進める

性別や年齢、国籍等にかかわらず、被災者一人ひとりの人権が尊重され、安心・安全に生活できるよう多様な視点で防災対策に取り組む。

## 3 行政等の災害対応力の向上

大規模地震の発生時、府民の生命、身体、財産を守るために、特に発災時における行政等の災害対応力が重要となる。

そのため、京都府危機管理センターを拠点として、被災地の情報収集を円滑に行う体制を構築するとともに、国や他都道府県、警察・消防・自衛隊・海上保安本部等の関係機関と連携した応援・支援体制の強化、救出・救助能力の向上、孤立地域発生に備えた対策等に取り組み、「行政等の災害対応力の向上」を図る。

## 3-1 災害対策本部機能の整備・強化する

### 3-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する

大規模地震発生時には、直ちに災害対策本部を設置し、迅速な初動体制を確立すると

とともに、被害状況の全容を早期に把握し、国や市町村をはじめ、防災関係機関との情報共有を行うことにより、人命救助をはじめとする災害対応にあたる必要がある。

このため、府・市町村は、災害時の応急対応業務の訓練・研修等を実施することにより初動体制を充実・強化するとともに、災害時において一時的に通常の災害対策本部が設置できない場合に備え、代替施設等における機能の確保を進める。

また、業務継続計画に基づき、応急対応業務や重要継続業務など非常時優先業務を継続して行うことができる体制の確保を行う。

### 3-1-2 通信の手段を確保する

大規模地震発生時に、早期に的確な災害対策を講じるためには、被災状況等の情報収集と関係機関相互の迅速かつ的確な情報伝達が必要であり、通常の通信回線の輻輳や途絶した場合に備える必要がある。

このため、府・市町村は、防災関係機関相互の情報共有と府民への迅速かつ確実な情報伝達を図るため、非常用通信手段の確保や国や民間事業者等と連携した通信システムの整備などにより通信の手段を確保する。

### 3-1-3 被害情報の収集を迅速に進める

令和6年能登半島地震では道路の寸断などにより迅速な被害情報の把握が困難となり、救助活動に支障が生じたほか、関係機関から派遣された多数の応援職員との情報共有が円滑に進まないなどの課題が生じた。

このように、大規模地震発生時には、中山間地を中心として、情報収集等が困難な状況の発生が予想されるほか、様々なルートから多くの情報が入ってくることから、災害対策本部が必要とする情報を選別・整理し、評価することが必要となる。

このため、国の大規模総合防災システム（S O B O - W E B）との連携を図るほか、映像情報システムを活用した訓練の実施、ドローン等を活用した災害状況の把握、民間事業者が I C T や A I 技術を活用して提供する情報を入手・活用する仕組みを構築するなどにより、被害情報の収集を迅速に行う。

### 3-1-4 府民に確実かつ的確に情報を伝える

発災直後はもちろんのこと、被災後の生活を支援する上でも、府・市町村は継続的に府民に必要な情報を提供することが重要である。

このため、府・市町村は、府民に必要な情報を迅速に提供するため、関係機関と連携し、様々な手段を用いた情報伝達体制の整備を進め、発災直後の避難情報や被災者の生活支援に関する情報を府民に提供する体制を確保する。

### 3-1-5 応援・受援体制を強化する

令和6年能登半島地震では多数の応援職員が派遣されたことに伴い、宿泊場所等の応援職員の活動環境の確保等が課題となった。

このように、大規模地震発生時には、短期間に膨大な災害対応業務が発生し、被災自治

体だけでの対応では限界があることから、国や他府県、防災関係機関からの応援を迅速かつ的確に受け入れ、情報共有や各種調整を行うための体制を整備することが不可欠となる。

このため、広域防災活動拠点の機能強化など、多数の実働部隊・応援職員が集結した場合の拠点の確保などの対策に取り組むとともに、自衛隊・警察・消防の関係機関と連携した訓練の実施等により、広域的な応援・支援体制を強化する。

## 3-2 防災関係機関との救助・救出体制を整備・強化する

### 3-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる

大規模地震発生時には、建築物の倒壊、崖崩れ等の発生、火災の延焼、津波の襲来等により被害が広範囲にわたるおそれがあり、消火と救出活動の効率的な役割分担のもと、一人でも多くの府民の生命を守る必要がある。

このため、消防車両や救助資機材の整備や訓練等の実施により、救助・救出活動の対応能力の向上を図る。

### 3-2-2 孤立地域における対策を進める

令和6年能登半島地震においては、地震による土砂崩れ、道路の寸断等により多くの孤立集落が発生し、孤立の解消に長期間を要した。

このように、大規模災害時には、多数の孤立集落が発生し、孤立地域においては発災後の迅速な支援が行えないことにより、被害が拡大する可能性がある。

そのため、孤立の可能性が高い地域における資器材等の整備や、傷病者や要配慮者の広域搬送を想定した活動拠点を整備し、孤立地域における救助・救出体制を強化する。

## 4 被災後の命と健康を守る対策

平成28年に発生した熊本地震では住宅の倒壊等による直接的な死者の約4倍の方々が避難生活の中で健康を崩すなどの理由により災害関連死として亡くなっており、同様に令和6年能登半島地震においても、避難所の衛生環境の悪化や避難生活の長期化により災害関連死による死者が直接死の数を上回っている。

このように、大規模地震発生時には多数の負傷者等への対応に加え、住居そのものやライフライン機能の支障による多数の避難者の発生や高齢者・障害者等の要配慮者が通常の生活とは異なる環境に置かれることによる健康問題の発生などが想定される。

このため、被災後の生活の質を確保するため、避難所環境の整備や**保健・医療・福祉**提供体制の確保、物資支援等の対策を実施するとともに、ライフライン被害の復旧に速やかに取り組む必要がある。

さらに、通勤、通学者、観光客等の多くが帰宅困難者となることも想定され、府・市町村等はこれらの被災者に対する対応能力の向上を図り、「被災後の命と健康を守る対策」を実施する。

## 4-1 避難者の生活の質を確保する

### 4-1-1 避難所施設の整備を図る

令和6年能登半島地震では、耐震化の遅れによる多数の住宅倒壊やライフラインの復旧の遅れなどにより、多くの避難者が発生したほか、避難生活の長期化といった課題が顕在化した。

このように、大規模地震発生時には、住居そのものやライフライン機能の支障により、多くの避難者が発生することが想定され、避難所の生活環境を確保することが必要となる。

このため、府・市町村は連携して避難生活の場となる避難所について耐震化を進めるほか、避難所における生活環境を確保するための資機材整備、避難所における防災DXの推進等に取り組む。

### 4-1-2 避難所の運営体制を強化する

避難所は、地域における被災者の方々が集まって生活する場となることから、地域の方々が主体的に運営する体制を早期に構築することが必要となる。

このため、避難所の設置・運営主体である市町村は、地域と連携した避難所運営体制について、マニュアルの整備や訓練等を通じた運営体制の確保に取り組むほか、要配慮者への配慮や女性等の目線からの運営方法の検討を行い、避難者に寄り添った運営を行う。

### 4-1-3 在宅避難・車中泊避難対策を進める

近年の災害においては、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶などの支障がある中で、プライバシーの確保や、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者が発生した。

このため、これらの在宅避難・車中泊避難者の状況を把握するとともに、食料等の必要な物資の提供や、被災者支援に係る情報提供などの支援に取り組む。

### 4-1-4 避難者の健康管理体制を確保する

内閣府が公表している「災害関連死事例集」によると、「避難生活における肉体的・精神的負担」による災害関連死が約5割を占めているほか、「医療機関の機能停止による初期治療の遅れ」や「社会福祉施設の介護サービスの低下」などにより災害関連死が発生している。

このため、避難生活を余儀なくされている被災者に対し、保健医療福祉活動チームによる健康管理体制を確立することにより、被災者の健康を守る対策に取り組む。

#### 4-1-5 広域的な避難体制を確保する

令和6年能登半島地震では、水道をはじめとするライフラインの復旧の遅れに伴い、避難生活が長期化するなど、被災後の生活環境の悪化により、災害関連死につながる恐れがあったことから、被災者の命と健康を守るため、被災地外のホテルや旅館等への広域避難が行われ、被災者の生活環境の確保につながった。

このように、大規模地震発生時には、被災地内で十分な避難環境が確保できない可能性も踏まえ、被災地外への広域避難が必要となることが想定される。

そのため、京都府で発生した場合にも被災地外への広域的な避難体制の確保を進める。

#### 4-2 保健・医療・福祉提供体制を確保する

##### 4-2-1 被災者への医療提供体制を確保する

大規模地震発生時には、多数の負傷者の発生が予想され、一人でも多くの府民の生命を守るためにには、適切な医療の提供体制を確保することが不可欠である。

そのため、**京都府災害派遣医療チーム（DMA T）** の養成・確保をはじめとした、被災者への医療提供体制の確保を進める。

##### 4-2-2 被災者への保健・福祉支援提供体制を確保する

被災地では通常の生活が困難になることにより、特に高齢者や障害者などの要配慮者が健康を害し、災害関連死につながるおそれがある。

このため、個別避難計画の策定、京都DWATによる福祉支援や福祉避難サポートリーダーの育成、保健師による健康調査等により、被災者への福祉支援提供体制の確保を進める。

#### 4-3 物資の円滑な供給を図る

##### 4-3-1 備蓄体制（備蓄物資・倉庫）を確保する

大規模地震発生時には、食料等が大量に必要となることが想定される。特に広域的な地震被害の場合には、被災地外からの物資支援の改善に時間を見要することが想定され、十分な備蓄を確保する必要がある。

そのため、府・市町村は新たに定めた「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき必要な備蓄数量を確保するほか、民間企業等との連携による新たな備蓄倉庫の確保など、備蓄体制の確保を進める。

##### 4-3-2 円滑な物資輸送体制を確立する

大規模地震発生時には、被災地において食料等の調達物資が継続的に大量に必要になることが想定され、保管スペースの確保や物資の仕分け、配送作業に大きな混乱が生じ

ることほか、道路の寸断により物資の配送が困難となる地域が発生することが想定される。

このため、民間企業や市町村等と連携した広域物資輸送拠点の確保や孤立地域へのドローン等を活用した輸送体制の構築など、被災地への円滑な物資輸送体制を確立する。

## 4-4 インフラ・ライフラインの迅速な応急復旧を図る

### 4-4-1 事業者等と連携し迅速な応急復旧を行う

令和6年能登半島地震では水道の復旧の遅れによる断水の被害が長期化し、被災地の生活環境の悪化につながった。

このように、大規模地震発生時には、道路等の寸断のほか、電力、ガス、水道、通信などのライフラインの被害により、被災地の生活に多大な支障が出ることが想定される。

このため、府、市町村、インフラ・ライフライン事業者は平時からの連携、災害時における応援・協力体制の構築等を進め、災害時における迅速なインフラ・ライフラインの応急復旧を行う。

## 4-5 NPO、ボランティア等との円滑な連携を図る

### 4-5-1 NPO、ボランティア等の受入・連携体制を構築する

被災地では、多くの災害ボランティアの活動が、災害発生後の初動期から復旧・復興期までの様々な局面において大きな役割を果たしている。また、近年の災害においては専門的な知見を有するNPO等の民間団体による支援が大きな力となっているほか、これらの団体の活動をコーディネートする中間支援組織の活動にも注目されている。

このため災害ボランティアの活動をサポートする京都府災害ボランティアセンター及び市町村ボランティアセンターの機能を強化するほか、府・市町村、NPO、災害ボランティア、民間団体等が連携して活動するための体制を構築する。

## 4-6 観光客等を保護する

### 4-6-1 帰宅困難者・外国人を含む観光客対策を進める

大規模地震発生時には、鉄道やバス等の公共交通機関が運行を休止し、外国人を含む多くの観光客等が帰宅困難者となることが想定される。

このため、府・市町村は事業者等と連携した一時退避場所の確保、情報提供、連携した訓練等により帰宅困難者対策を進めるほか、外国人を含む観光客に対する情報提供、避難場所の提供等の対策を行う。

## 4-7 被災者の生活対策を支援する

### 4-7-1 被災地における衛生環境を確保する

令和6年能登半島地震では、水道の復旧の遅れによる断水の被害が長期化し、避難所の衛生環境の悪化による避難者の体調悪化や、感染症の発症などが生じた。

このように、大規模地震発生時には、インフラ・ライフラインの被害により、被災地内の衛生環境が悪化することが想定される。

そのため、断水時のし尿・汚泥の処理体制の確保等により被災地における衛生環境の確保を図る。

### 4-7-2 被災地の治安を維持する

被災地では、倒壊家屋からの避難により地域の目が行き届かなくなることや避難所において多数の避難者が生活すること等により、治安の悪化が想定される。

そのため、警察等における地域での巡回体制の確保や平時からの地域での防犯体制構築などの取組により、被災地の治安を維持するための対策を進める。

## 5 被災地・被災者の迅速な復旧・復興

大規模地震による甚大な被害から一刻も早く被災地・被災者の復旧・復興を成し遂げるためには、災害支援のための基礎となる罹災証明の迅速な発行を進めるとともに、生活の基盤となる住宅の確保、大量に発生する災害廃棄物の処理等を着実に実施していくことが必要であり、これらの対策を迅速に実施する体制を確保する。

また、災害からの復興にあたっては早急に計画を策定する必要があるが、策定にあたる体制や内容を取り決めるなどの事前の準備に取り組み、大規模地震発生時に速やかに復興計画策定に取り組める体制を整備する。

併せて復興には文化的基盤、経済的基盤の復興が不可欠であり、文化財の復旧対策、観光業等をはじめとした産業復興対策に向けた体制整備を進め、「被災地・被災者の迅速な復旧・復興」に取り組む。

### 5-1 被災者の被害状況を迅速に把握する

#### 5-1-1 家屋被害の調査体制を確立する

被災直後に住宅がどの程度被害を受けているかを把握することは、余震等による二次災害の防止や仮設住宅の必要数の算出、復旧・復興計画の策定のために重要であり、被災者の生活の安定に不可欠なものである。

このため、府・市町村は被災建築物応急危険度判定及び家屋被害認定調査を迅速に行う体制を整備するとともに、関係機関と連携を深める。

## 5-1-2 罹災証明の発行、生活再建支援手続きを行う

罹災証明は被災者支援に関する各種制度において活用され、被災者の早期の生活再建のためには、被災者が迅速に発行を受けられるようする必要不可欠である。

家屋被害認定調査を迅速に実施した上で、円滑に罹災証明を発行し、被災者の生活再建手続きを進めていくため、府・市町村は被災者生活再建支援システムの充実や被災者支援に係る手続き内容の研修等を行い、体制を確保する。

## 5-2 災害廃棄物の処理を迅速に行う

### 5-2-1 災害廃棄物処理に係る体制を確保する

大規模地震発生時には、通常時の年間処理量の数倍から数十倍に上る災害廃棄物が発生し、それらを適切に処理することが復旧・復興を円滑に進める上で大きな課題となっている。

このため、府・市町村は災害廃棄物処理計画策定や訓練等を実施することにより災害廃棄物の円滑な処理体制を確保する。

## 5-3 地震後の住まい再建を支援する

### 5-3-1 応急仮設住宅供給に係る体制を整備する

府・市町村は、多数の被災者の生活を安定させるため、公営住宅や賃貸住宅等を利用した多様な仮住まいを確保する仕組みの実効性を高めるとともに、平時からの被災地のニーズに応じるための応急仮設住宅建設候補地の選定を進め、応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

### 5-3-2 住まいの再建を支援する

大規模地震により被災した住宅の再建は、被災者の自助努力や公的な支援だけでは限界があることから、地震保険の加入について普及啓発を行うほか、住宅の応急修理に係る体制の確保、被災した家屋の解体など住まい再建に係る公的支援手続きの簡素化など迅速化を進める。

## 5-4 復興に係る計画を迅速に策定する

### 5-4-1 復興計画策定のための事前準備に取り組む

大規模地震からの復旧・復興にあたっては、その道筋を定める復興計画の策定が必要不可欠となる。

このため、大規模災害からの迅速かつ円滑な復興に向け、あらかじめ復興計画の策定手順を定めておくなど、事前の準備を進める。

## 5-5 伝統文化や産業等の復興を行う

### 5-5-1 被災文化財の復旧支援を行う

京都府には世界文化遺産をはじめとする多くの文化財（有形・無形）があり、府民の心の拠り所になるなど、被災地の復興には文化財の復旧は必要不可欠である。

そのため、文化財の減災対策を進めるとともに、文化財レスキュー人材の育成など文化財の復旧に係る体制を確保する。

### 5-5-2 観光産業等の復旧支援を行う

観光は、京都における基幹産業の一つであり、被災後の地域経済の活性化にとって重要である。

このため、観光業をはじめとする産業の早期の復興を目指し、再建を支援する仕組みや体制づくりを進める。

# 第5章 戰略的地震防災対策の推進

## 1 実施主体

国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等のそれぞれの主体は「助け合うこと、支え合うこと」を基本姿勢として、自助・互助・共助・公助の役割を担い、連携・協働して、地震防災対策の取組を推進する。

### (1) 自助

個人を始め、それぞれの主体は、自らの身の安全は自ら守る「自助」の考え方に基づき、自分や家族の生命、生活を守る活動を行う。

### (2) 互助

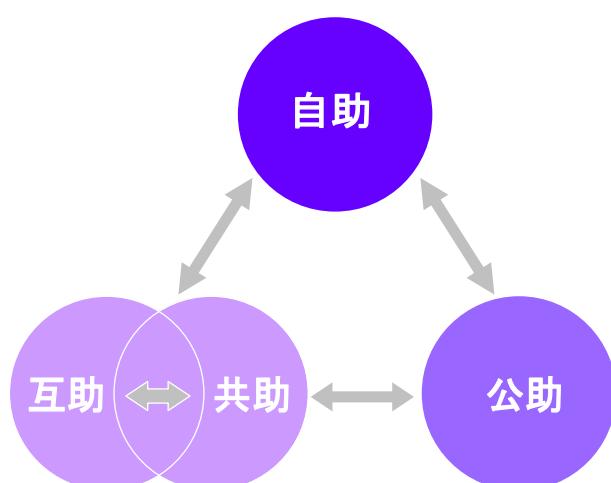
地域の人々は、受け継がれてきた地域のつながり、地域の住民組織（自治会・町内会、消防団、自主防災組織等）、地域における互助の仕組等を活用し、自らの地域において互いに助けあう「互助」の考え方に基づき、地域の人々の生命と生活を守る活動を行う。

### (3) 共助

地域の人々、地域活動を担う災害ボランティア団体、NPO、企業、大学等は、被災した人々を社会貢献として助ける「共助」の考え方に基づき、地域の人々の生命と生活を守る活動を行う。

### (4) 公助

国、京都府、市町村、防災関係機関は、その責務をしっかりと果たすとともに、自助・互助・共助を支援するという「公助」の考え方に基づき、府民の生命と生活を守る施策・対策を行う。



それぞれの主体に期待される役割

実施主体	府民・地域	企業・ボランティア・NPO・大学	行政
	個人、家族、地域	企業、事業所、ボランティア、NPO、大学、各種団体 等	国、京都府、市町村、防災関係機関 等
 <b>地 震 発 生</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における大規模地震の危険性を正しく知る。</li> <li>○ 住宅の耐震化、家具の固定、非常時の食料・飲料水備蓄等を実践し、大規模地震に備える。</li> <li>○ 平時から、地域の行事や活動、防災訓練等に積極的に参画し、府民のつながりを強め、災害時の地域力を高める。</li> <li>○ 情報把握し、自ら安全確保行動を取る。</li> <li>○ 災害時に、災害ボランティア活動、義援金品の送付等により、他地域の被災した人々を支援する。</li> <li>○ 災害時に、行政や他の地域団体と連携・協働して、情報収集伝達、初期消火活動、安否確認、救出・救助、救援・救護活動を行う。</li> <li>○ 災害時に、隣近所の人々と一緒に、災害時要配慮者を支援しながら、迅速に避難し、協働による避難所運営を行う。</li> <li>○ 災害時に、地域で被災した観光客、帰宅困難者、外国人等を支援する。</li> <li>○ 災害時に、被災した人々を支援するために行動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災対策の充実を図り、災害時における従業員や利用者等の安全を確保する。</li> <li>○ 大学等の専門的知識や技術等の活用により、地域防災力の向上に寄与する。</li> <li>○ 事業所の耐震化、設備・家具の固定、非常時の食料・飲料水備蓄等を実践し、大規模地震に備える。</li> <li>○ 従業員等のむやみな帰宅を抑制し、災害情報を把握・共有する。</li> <li>○ 地域の自主防災組織等と連携・協働して、平時の地域の防災活動や、災害時の救出・救助、救援・救護活動に協力する。</li> <li>○ 企業における防災計画や事業継続計画の策定、京都BCP行動指針等に基づく企業間及び行政と企業との連携により、被災後の事業活動の迅速な回復を図り、雇用の安定等、地域の復旧・復興に寄与する。</li> <li>○ 災害時に、地域で被災した観光客、帰宅困難者、外国人等を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災のための社会的基盤の整備を推進する。</li> <li>○ 地域における大規模地震の情報やその危険性を正しく知らせる。</li> <li>○ 自助、互助・共助の取組を促進する。</li> <li>○ 減災のため、災害応急・復旧・復興の活動体制を組織全体で整備する。</li> <li>○ 災害時にも途切れず継続させる必要がある業務について対策を検討しておく。</li> <li>○ 耐震化、設備等の固定、非常時の食料・飲料水備蓄等を進め、大規模地震に備える。</li> <li>○ 災害時に迅速・的確な初動体制を確立し速やかに応急・復旧対策を行う。</li> <li>○ 国や関西広域連合、その他の関係機関・関係事業者からの応援を受け入れる体制を速やかに確立する。</li> <li>○ 災害時には、迅速に業務活動の回復を図り、できるだけ早急に行政サービスを再開する。</li> <li>○ 災害時要配慮者等について、被災後の社会的セーフティーネットを提供する。</li> </ul>

## 2 防災会議における推進の取組

京都府防災会議の専門部会として設置した「京都府戦略的地震防災対策推進部会」により、目標の達成状況を評価検証する。

## 3 推進プランの作成

指針に掲げた基本理念、減災目標を実現するために、重点的に取り組む事務事業の内容、目標、実施主体等を定めた推進プランを作成し、それぞれの施策・対策を実行する。

## 4 進行管理

- (1) 指針及び推進プランの進捗状況については、推進部会の事務局である京都府が定期的に調査・確認し、その内容を推進部会で審議し、その結果を防災会議に報告する。
- (2) 指針の進捗状況については、推進プランにおいて設定した重点に取り組む事業の進捗状況を基に、各対策の柱の達成状況を評価することにより行うこととする。
- (3) 目標の設定・推進・達成度の評価・見直しの過程を繰り返すことにより、必要に応じて指針の見直しを行い、時代の要請に即した戦略的な指針の維持を図る。

